

砺波広域圏事務組合水道事業所水安全計画
(概要版)

令和3年3月

《目次》

1 水安全計画とは	1
2 水安全計画策定による効果	1
3 水道システムにおける危害の評価と対応措置	2
4 水安全計画の適切な運用と定期的な見直し	2

～安心して飲める水道水を未来に～

砺波広域圏事務組合水道事業所では、庄川水系庄川を水源として、松島浄水場で浄水処理を行い、砺波市および南砺市へ水道用水を給水しています。この水道水は各市を通じて各家庭へと届けられています。

水道水を供給するうえで、油類や病原微生物等の混入、浄水場における機器の故障やトラブル、送水管内における水質変動など、様々なリスクが存在しています。

近年の水道水質を取り巻く環境の変化と、安全性に対するニーズの高まりを受け、より徹底した水質管理と、安全性を効率的に維持していくシステムが必要となっています。

当事業所の水安全計画では、水源から送水過程において発生する可能性のある危害原因を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水道システムを実現する具体的な取組を定めました。

1 水安全計画とは

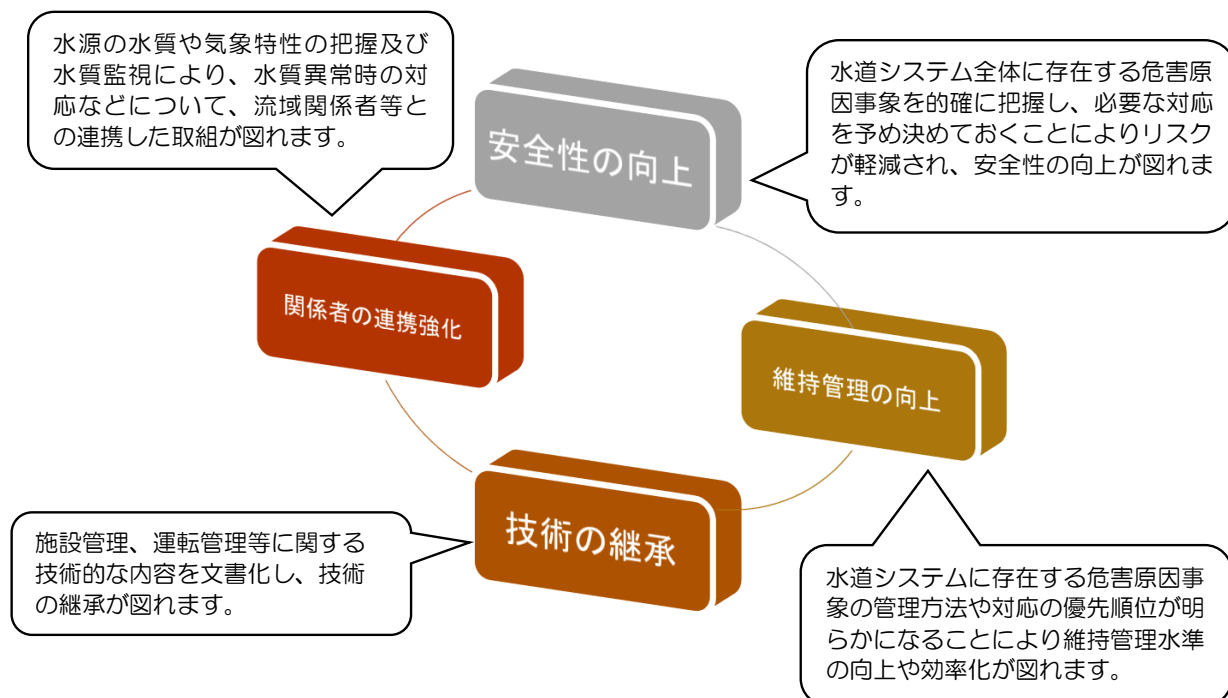
『水安全計画』とは、HACCP※の考え方を基に、水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行うことで安全な飲料水を常時供給し続けるためのシステムづくりを目指すものです。

2004年のWHO飲料水水質ガイドライン第3版において、HACCP手法の考え方の水道への導入が提唱されました。これを受け厚生労働省においても水安全計画のガイドラインを策定し、国内の関係団体に水安全計画の作成を求めています。

※HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)

原料入荷から製品出荷までのあらゆる工程において、「何が危害の原因となるのか」を明確にするとともに、危害の原因を排除するための重要管理点（工程）を重点的かつ継続的に監視することで衛生管理を行うもので、食品業界で導入されています。

2 水安全計画策定による効果



3 水道システムにおける危害の評価と対応措置

現在、水道水質基準を満たした安全で良質な水をお届けしていますが、安全性の向上を図るため、一連の水道システムにおいて発生が予測される危害を抽出しました。これらについて、個々にその監視方法と対応措置を設定しました。

以下に、危害原因事象の一例とそれに関連する項目、対応措置を示します。作成したマニュアルの中では、リスクレベルの大小に関わらず、浄水場での維持管理において重要な内容についても、取りまとめを行っています。

<危害原因事象と対応措置（抜粋）>

危害原因事象	関連する項目	対応措置
降雨による高濁度の発生	濁度・色度・臭味	・計器、手分析等による監視 ・凝集剤の注入強化
自動車事故等による油類の混入	臭気	・活性炭の注入強化
送水管の劣化・腐食・破損	水量・濁度・色度・異物 鉄・マンガン	・現場確認 ・点検、修理、布設替え

<リスクレベル設定マトリックス>

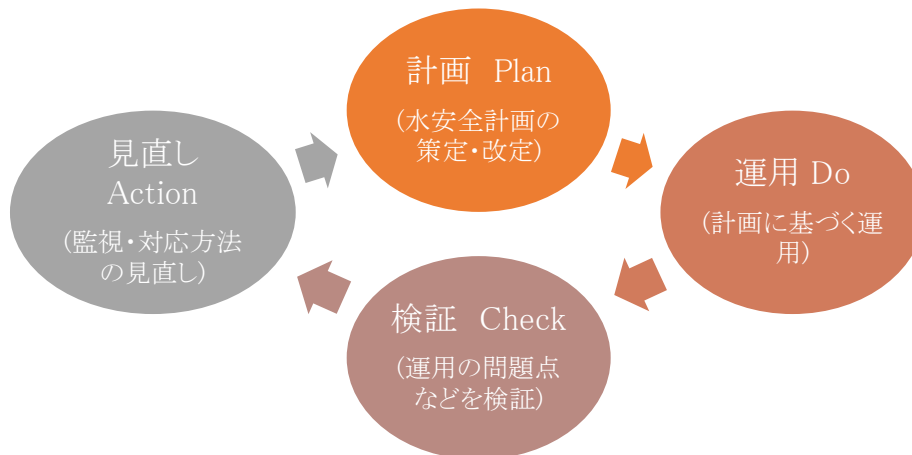
リスクレベル設定マトリックス			危害原因事象の影響程度					
			取るに 足らない	考慮を要す	やや重大	重大	甚大	
			a	b	c	d	e	
危害原因事象の発生頻度	頻繁に起こる	毎月	E	1	4	4	5	5
	起こりやすい	1回/数か月	D	1	3	4	5	5
	やや起こる	1回/1～3年	C	1	1	3	4	5
	起こりにくい	1回/4～10年	B	1	1	2	3	5
	めったに起こらない	1回/11年以上	A	1	1	1	2	5

4 水安全計画の適切な運用と定期的な見直し

今回策定した水安全計画の有効性について、定期的に評価と見直しを行います。

浄水場における処理方式の変更や機能に不具合が発生した場合には、臨時の見直しを行い、良好な状態が保たれるよう継続的に改善をしていきます。

今後、この計画を適切に運用し、水質管理をより一層徹底するとともに、危害発生の予防や最小化に努め、水道水質の信頼性や安定性を向上させていきます。



水安全計画に関するお問い合わせは下記のとおりです

砺波広域圏事務組合水道事業所
 TEL : 0763(82)5011
 FAX : 0763(82)5019
 E-mail : tskk@p1.coralnet.or.jp
 HP : <http://www1.coralnet.or.jp/tskk/>

